

別紙2

都道府県国保ヘルスアップ支援事業について

都道府県国保ヘルスアップ支援事業の創設

【経緯】

- 平成30年度以降の国保制度改革により、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うこととなった。
- 「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」(平成28年4月28日付け保発0428第16号厚生労働省保険局長通知別添)においても、都道府県は、保健事業を含む医療費適正化に向けた取組(現状の把握、市町村の好事例の横展開、市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等)を推進することが期待されている。

都道府県国民健康保険運営方針策定要領 (抜粋)

※都道府県が策定する国保運営方針に定める事項

3. 主な記載事項※

(5) 医療費の適正化に関する事項

(現状の把握)

- 取組の進んでいる市町村の好事例の横展開等、医療費適正化対策の充実強化に資する取組を定めること。また、データヘルス計画に基づくPDC Aサイクルにより、効果的・効率的に保健事業を実施すること。

(医療費適正化に向けた取組)

- 都道府県は、地域の実情を把握の上、取組の進んでいる市町村の事例の情報提供等を通じた好事例の横展開や、市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等、医療費適正化対策の充実強化に資する取組を定めること。また、保健事業に取り組む際には、データヘルス計画に基づくPDC Aサイクルによる事業実施を行い、効果的・効率的な実施を行うこと。

- 更に、平成30年度からは、都道府県は保険者努力支援制度において評価されることとなり、都道府県の役割を踏まえた医療費適正化に向けた取組(特定健診受診率、重症化予防の取組割合、医療費分析の実施、市町村への指導・助言等)が評価指標となっている。

以上を踏まえ、平成30年度より、都道府県が実施する保健事業等に対する助成事業として、特別調整交付金を活用した「**都道府県国保ヘルスアップ支援事業**」を創設する。

※ 平成30年度以降の都道府県が担う役割を踏まえ、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成16年厚生労働省告示第307号)における都道府県の役割に係る記載についても一部改正。

都道府県国保ヘルスアップ支援事業の創設(平成30年度)

平成30年度から、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担うことを踏まえ、都道府県が実施する保健事業等に対する助成事業として、特別調整交付金を活用した「都道府県国保ヘルスアップ支援事業」を創設する。

【交付対象】

都道府県が、管内市町村国保における保健事業を支援するため、効率的・効果的に実施する事業。

※1 国民健康保険特別会計事業勘定(款)保健事業費に相当する科目により実施する事業に充当

※2 市町村が実施する保健事業との役割を調整するよう留意

※3 委託可

〈事業内容〉

- A. 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備
 - ・都道府県レベルの連携体制構築(連携会議の開催等)
 - ・保健事業の対象者抽出ツールの開発
 - ・市町村保健事業の効率化に向けたインフラ整備(管内市町村共通ヘルスケアポイント制度の創設等)
 - ・人材育成(管内全域から参加できる研修の開催等)
- B. 市町村の現状把握・分析
 - ・KDBと他のDBを合わせた分析
- C. 都道府県が実施する保健事業

【交付要件】 ・保健所を活用した取組(保健所の専門職による保健指導支援等)

○事業ごとの実施計画(単年又は複数年)の策定

○事業ごとの評価指標(ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標)・評価方法の設定

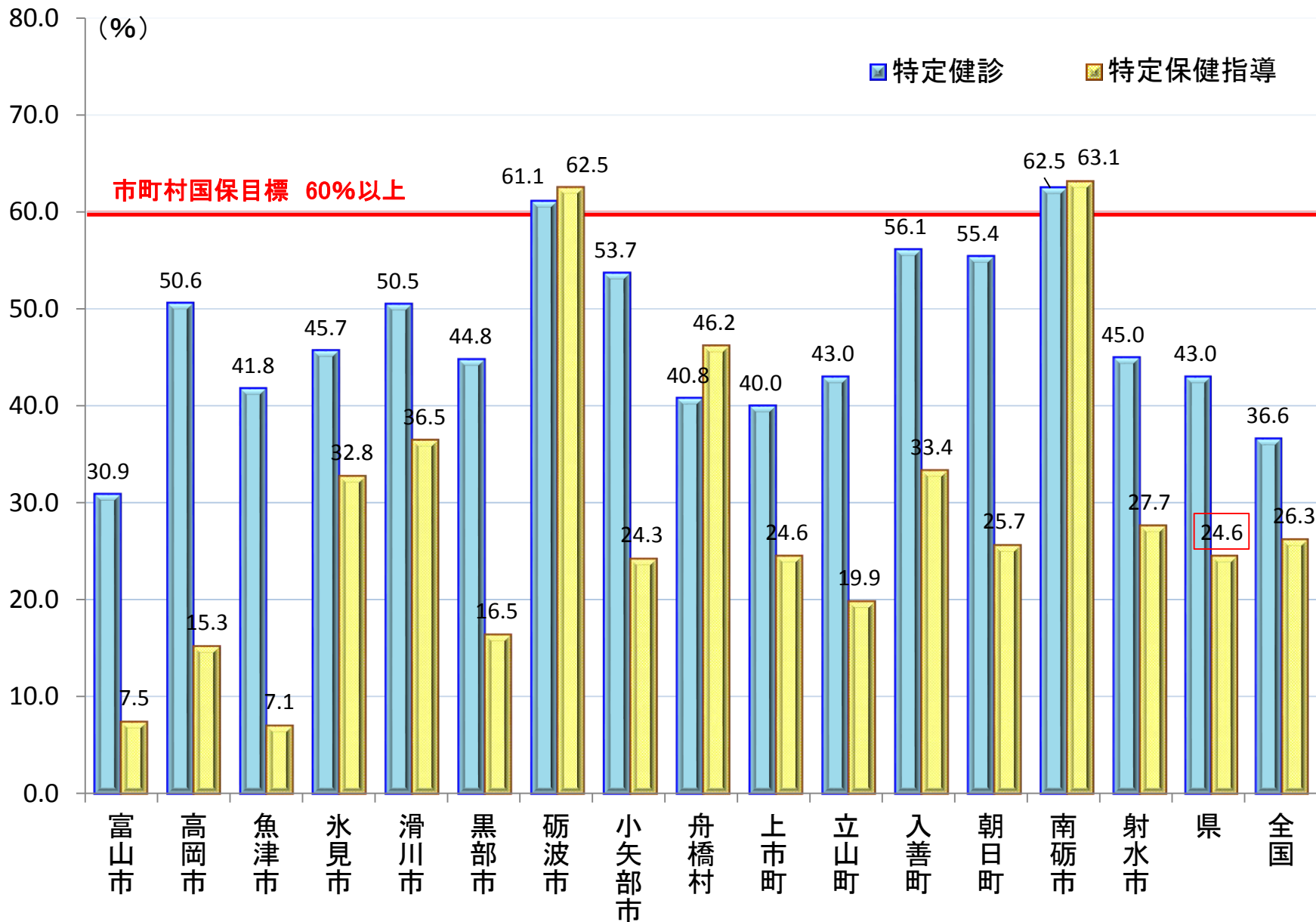
※翌年度も同じ事業を申請する場合は評価指標による成果報告

○第三者(有識者検討会、支援・評価委員会等)の活用

【交付限度額】

被保険者数	25万人未満	25～50万人未満	50～75万人未満	75～100万人未満	100万人以上
基準額	1,500万円	1,750万円	2,000万円	2,250万円	2,500万円

特定健康診査・特定保健指導の実施率(平成28年度:市町村国保)



事業実施にあたっての市町村アンケートからの意見（H30.6月）

（1）保健事業（特定保健指導等）実施する際に、苦慮している点や支援を必要としていること

課題 等（回答市町村数）	意見・要望等
<p>システム等の運用の改善 （3市町村）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・結果が手元に来るまで時間がかかることに加え、利用券を出すことにも時間がかかるため、訪問を実施しても対象者の反応が良くない。 ・特定健診等データ管理システムに、健診結果が速やかに反映される必要がある。 ・特定健診システムと国保総合システムの連携による、服薬の有無が反映された状態での利用券の発行。
<p>特定保健指導の委託先が少ない （3市町村）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導を実施してくれる委託先、医療機関が少ない。 ・特定保健指導の医療機関での実施件数が少ない。（医療機関の理解）。 ・特定健診を実施する医療機関でも特定保健指導を受託していただけるとタイムリーで効率的な保健指導が実施できると思うが、受託医療機関が少ないのが現状。
<p>医師会との連携・協力 （3市町村）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健診未受診の理由から、通院中の患者に対し医師からの受診勧奨を強力に進めてほしい。 ・特定保健指導の実施率向上には、医師会の先生方の理解と支援が必要。 ・糖尿病の発症・重症化予防に取り組んでいるが、主治医と専門医との連携強化についても取り組んでほしい。
<p>保健指導実施者の資質の向上 （知識や経験不足など） （3市町村）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導対象者の確保と保健指導内容の質について。 →積極的支援対象者への継続的支援が難しく、中断することもある。（対象者が自営業で仕事が多忙、精神疾患の既往があり積極的に保健指導を実施できない者もいる。） ・毎年、特定保健指導の対象になる方への支援方法。 ・毎年、特定保健指導の対象になるが参加されない方へのアプローチの方法。 ・保健師・栄養士の知識や経験が不足しており、効果的な指導ができていない。
<p>保健指導実施者のマンパワー不足 （2市町村）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マンパワー不足。 ・特定保健指導をタイムリーに実施するための人材が不十分。
<p>実施体制の課題 （2市町村）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制が課題。 ・他の事業もあり、直営の実施だけでは難しい。
<p>被保険者の健康意識の向上 （1市町村）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性腎症に対する健康意識のベースアップ（糖尿病性腎症重症化予防事業実施の際、拒否されることが多いため）。

平成30年度 国民健康保険ヘルスアップ支援事業（9月補正事業）

A 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備

(1) 保健指導実施機関の関係者(市町村保健指導担当者含む)等向け講習会及び関係者連携会議の開催

【富山県国際健康プラザ委託】

市町村において、特定保健指導を実施する者のマンパワーが課題とされており、保健指導実施機関の受け皿となる施設等の裾野を拡げ、被保険者の身近な地域での特定保健指導に繋がるような体制整備を構築

保健指導実施機関関係者向け講習会

- ・国民健康保険の特定保健指導を実施できる健康増進施設等の職員、市町村の保健指導担当者等を対象に特定保健指導に必要な知識等を取得し、保健指導の資質向上を図るための研修会を開催する。

《開催日程》 第1回:平成31年2月19日(火)、第2回:平成31年3月5日(火) 両日とも9:30~16:00

関係者連携会議

- ・特定保健指導を効果的に実施するため、健康増進施設等関係者と市町村関係者の連携を図るための会議を開催する。

《開催日程》 平成31年3月20日(水) 9:30~11:30

(2) 市町村の職員等を対象とした保健事業担当者研修会の開催

保健事業(データヘルス計画)の評価・見直しに係る外部講師の研修会を開催する。

《開催日程》 平成31年2月8日(金) 10:00~16:00

(3) 特定保健指導対象者等抽出ツールの開発 【富山県国民健康保険団体連合会委託】

特定保健指導対象者の順位付けや特定保健指導対象者の健診結果と服薬情報などの医療情報の集計を容易に行えるようなツール(KDBシステムを活用した集約機能)を開発する。

集約機能 ①特定保健指導対象者(健診結果とレセプトを突合し、服薬情報を踏まえた対象者を抽出)

②糖尿病重症化予防対象者(経年(過去2ヵ年)の健診結果とレセプトを突合し、対象者を抽出)

B 市町村の現状把握・分析

(4) 特定健康診査の結果と生活習慣病の関連分析 【富山大学委託】

特定健康診査結果(5年分)から分析する高リスクの要因と地域別の分析・マップ化を行う。

C 都道府県が実施する保健事業

(5) めざせ健康寿命日本一！座談会開催事業 (健康課事業;費用按分)

地域の食材と健康をテーマとし、身近な方と手頃な食文化に触れる座談会を開催することで、減塩に関する保健指導の実施やポピュレーションアプローチなどの取組みを推進する。

- ・地域の食文化と健康をテーマとした座談会を開催 等